

27障福第354号
平成27年7月28日

指定障害福祉サービス事業所等運営法人 代表者 様

長崎県障害福祉課長
(公印省略)

指定障害福祉サービス事業所等における事故等発生時の報告について（再周知）

このことについては、平成25年1月15日付24障福第1206号において、県への報告の取り扱いにかかる通知を行ったところです。

利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、都道府県、市町村、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならないことが厚生労働省令等に規定されております。

しかしながら、県に対して報告が行われていない場合や、報告が行われても相当の期間を経過している場合が散見されることから、下記に該当する場合は速やかに報告いただきますよう、改めて通知いたします。

記

1 報告を求める事故等

(1) サービス提供中の利用者の死亡又は負傷等

「サービス提供中」には、利用者の送迎及び通院等の時間を含む。

「死亡」には、病状悪化等による死亡を除く。

「負傷等」には、医療機関を受診した場合を原則とするが、軽微な場合は除く。事業者側の過失の有無は問わない。また、食中毒や感染症等が発生した場合を含む。

(2) 法令違反・不祥事

職員による業務に関連した犯罪行為、利用者が当事者となった犯罪行為

(3) 人権侵害・虐待

事業所内で発生した人権侵害、職員の利用者に対する虐待行為

(4) 交通事故

サービス提供中に発生した物損事故・人身事故

(5) 災害

火災等による物的・人的被害が発生した場合（自然災害を除く）

(6) 利用者の無断外出

警察への通報・捜索を要する利用者の無断外出

(7) 誤薬

他の利用者の薬を与薬した場合、与薬の用法や用量を誤った場合及び与薬を忘れ

た場合等は当分の間、全件報告すること。

- (8) その他
事業所等の長が必要と認めた場合。

2 報告を求める事業所等

- (1) 指定障害福祉サービス事業者（障害者総合支援法第 36 条）
- (2) 指定障害者支援施設（障害者総合支援法第 36 条）
- (3) 指定障害児通所支援事業者（児童福祉法第 21 条の 5 の 3 第 1 項）
- (4) 指定障害児入所施設（児童福祉法第 24 条の 2 第 1 項）

3 報告方法

- (1) 報告様式は別紙のとおり（FAX可。様式は県のホームページ「申請書ダウンロードサービス」から取得可。※平成26年11月より様式が一部変更になっております。）。なお、別紙の必要事項が含まれている場合は、任意様式で差し支えないものとする。また、緊急を要する場合は、直ちに電話により第一報を報告するものとする。
- (2) 時間の経過に伴い状況が変化する事故等については、適宜追加報告を行うこと。

4 報告書提出先

〒850-8570

長崎市江戸町2-13

長崎県障害福祉課 自立支援班・就労支援班

TEL：095-895-2455

FAX：095-823-5082

メール：shougai Fukusi-jiritusien@pref.nagasaki.lg.jp